

技術委員会  
一般ガス部会、化学・石油部会 合同部会  
議事録

・日 時：平成16年7月8日(木) 14:00～17:00

・場 所：高圧ガス保安協会 第2,3会議室

・出席者(敬称略、順不同)

1. 一般ガス部会

部会長：平野(千葉科学大学)

委 員：安藤(岩谷産業)、飯田(ミツウロコ)、井口(日本酸素)、遠藤(代理 御法川(日本エルピーガス連合会))、加藤(化学・バイオつくば財団)、酒井(代理 小林(全国高圧ガス溶材組合連合会))、庄賀(代理 宮越(日本ソーダ工業会))、中田(日本化学工業協会)、野村(高圧ガス工業)、藤井(代理 高田(三井化学))、満田(日本ガス開発)

2. 化学・石油部会

部会長：加藤(化学・バイオつくば財団)

委 員：庄賀(代理 宮越(日本ソーダ工業会))、清木(代理 田口(三菱化学))、中田(日本化学工業協会)、能重(出光ガスアンドライフ)、平位(千代田化工建設)、渡辺(ジャパンエナジー)、本田(トクヤマ)

3. オブザーバー

笹尾(METI)、荒木(JLPA)、迫田(岩谷産業)、杉浦(知多 LNG)、山西(東燃ゼネラル石油)、桑原(堺 LNG)

4. 事務局

大角、岩崎、神門、久本、松本、長沼、松木、吉村

- ・配付資料：資料1 技術委員会 一般ガス部会 名簿  
資料2 技術委員会 化学・石油部会 名簿  
資料3 保安検査方法見直し検討委員会報告書(案)  
資料4 - 1 定期自主検査実施要領(コンビナート等保安規則関係)(案)  
資料4 - 2 定期自主検査実施要領(一般高圧ガス保安規則関係)(案)  
資料4 - 3 定期自主検査実施要領(液化石油ガス保安規則関係)(案)  
資料4 - 4 定期自主検査実施要領(液化石油ガススタンド関係)(案)  
資料4 - 5 定期自主検査実施要領(天然ガススタンド関係)(案)  
資料5 - 1 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)(案)  
資料5 - 2 保安検査基準(一般高圧ガス保安規則関係)(案)  
資料5 - 3 保安検査基準(液化石油ガス保安規則関係)(案)  
資料5 - 4 保安検査基準(液化石油ガススタンド関係)(案)

- 資料 5 - 5 保安検査基準（天然ガススタンド関係）（案）
- 資料 6 保安検査基準イメージ（定期自主検査実施要領との相違点：代表箇所）
- 資料 7 現行保安検査の方法と保安検査基準案・定期自主検査実施要領案の対比（主な差異の概要）：コンビ則の例
- 参考 1 技術基準策定プロセスの見直し等について  
公衆審査（パブリックコメント）の実施等
- 参考 2 保安検査基準及び定期自主検査実施要領の制定スケジュール等
- 参考 3 平成 16 年度における書面投票の方法等について

## ・議事概要

### 1. 委員及び事務局紹介

事務局から、資料 1 及び資料 2 に基づき、一般ガス部会及び化学・石油部会の委員の紹介を行った。その後事務局メンバーについて紹介をした。

### 2. 会長挨拶

KHK では昨年より保安検査方法に関し、合理化、実効性のある検査方法の実現を目指し、検討をしてきた。昨年 12 月からは、保安検査見直し検討委員会を KHK 内に設置して検討を実施してきた。その委員会の報告書において、以下の三つの点について主張している。

一つ目は、高圧ガス保安法の技術基準については、性能規定化が図られているが、保安検査方法についても同様に性能規定化し、一律の規制から技術的な担保の下に幅広い方法を採用できるようにする必要がある。

二つ目は、民間基準の積極的な採用を実施し、新しい技術が反映されやすい検査方法とする必要がある。

三つ目は、電気事業法やガス事業法では、事業者の自主検査の基に、行政又は第三者が実施状況をチェックするという体系が整備されており、高圧ガス保安法においても同様な体系を導入し、事業者の更なる自主保安を推進する必要がある。

この中で、現行法ではすぐに対応できないものもあるが、METI との間で民間基準の採用についてはおおよそ合意が得られていると考えている。法で示されている検査方法に民間基準を採用する際には、ASME、ASTM などの規格作成団体が実施しているような書面による投票、パブリックコメントなどいわゆる Due Process を通して、多くの関係者の意見を踏まえた上で作成されたものを提出する必要があると

考えている。KHKで作成する基準においても、同様な Due Process を通じた基準作成を実施していきたいと考え、本日合同審議をお願いした。

本日お諮りする定期自主検査実施要領案及び保安検査基準案は、上記のような主旨で書面投票をお願いしたいと思っている。また、本日の会議を一般公開とさせて頂き、本日の審議をお願いしたい。

### 3. 平野一般ガス部会長挨拶

会長から話があったように、社会の情勢を踏まえ、KHKから今回の規格作成プロセスの提案があったと理解するが、日本独自の国民性も加味しつつ、調整を図りながら進行していきたい。ある一つのプロセスを採用するという事は、そのプロセスが有効でなければならないが、実際に実施してみて、善し悪しが分かることもある。今後、本日提案のプロセスの中で省略するところが出てくることもあると思うが、トライアンドエラーで調整をし、進めていきたい。

### 4. 技術基準策定プロセスについて

事務局より、参考1及び参考2に基づき、KHKで平成16年度に採用する技術基準策定プロセスについて説明を行い、また本日提案する定期自主検査実施要領案及び保安検査基準案を、このプロセスを通して作成していく旨説明を行った。その後、以下のような質疑が行われた。

- ・パブリックコメントを公衆審査と訳しているが、審査を行うということではなく、意見を広く聴取するという事であれば、言葉を変えた方が良いのではないかと訂正する。
- ・投票期間について規定されているものはあるのか。  
平成16年度については、原則10日以内で実施する。本日お願いしている合同審議については、今後のスケジュールを鑑み、7日以内でお願いしたい。
- ・書面投票を実施することは承認されたことなのか。  
6月14日の技術委員会で既にご説明し、承認されている。
- ・技術委員会委員長の委任により、部会長に審議の決定を委譲できるが、今回の案件については技術委員会で最終決定となるのか。  
今回提案する案については、より広い目で見たいという主旨から、技術委員会において諮ることを決めた。
- ・過渡期であり、本年度は参考2で提案の方法により技術基準を作成していくが、実際に実施して不具合や問題点が出てくれば、策定プロセスを都度改訂してより運用しやすいものとしていけばよいと考える。

### 5. 保安検査方法見直し検討委員会報告書(案)について

事務局より、資料3に基づき、保安検査方法見直し検討委員会報告書案について説

明を行い、以下の質疑が行われた。

- ・報告書案では、民間規格の積極的な採用が必要であるということが言及されている。今回提案の定期自主検査実施要領案や保安検査基準案は、いわゆる Due Process を通して KHK 基準として制定されていくと理解している。今回この試みが初めてであるため、Due Process を通してはいないが、今までに KHK と一緒に作成された業界基準があり、20～30年の実績があるものもある。是非この機会に実績ある業界基準についても採用をして頂きたい。

今までも基準を作成するときは、関係団体で検討を加えた上で、制定されてきた。今回試みようとしている Due Process は、これまでの経験、社会の情勢の変化など、整理した結果提案されたものと理解する。作成される基準も技術の進歩に併せて変更していくことは重要である。この機会を捉えて、Due Process の運用の仕方についても変更、改訂していくことは必要である。

- ・高圧ガスに係る業界独特の基準がどれくらいあるかは把握されているのか。  
資料3の報告書案の参考資料 - 10に示されている三角図があるが、定期自主検査実施要領を基にして、業界基準の採用を図っていこうとしている。今回保安検査を中心にした基準の体系化を図ろうと考えており、業界基準も技術的な裏付けがあり、十分説明できるものである必要があると考える。

#### 6. 定期自主検査実施要領（案）及び保安検査基準（案）について

事務局より、資料4 - 1、資料6及び資料7を中心に、定期自主検査実施要領案及び保安検査基準案について説明を行った。また、資料4 - 2～4 - 5、資料5 - 1～5 - 5については、それぞれの規則で固有な部分以外については、資料4 - 1で殆ど包含される旨説明を行った。その後、以下の質疑が行われた。

- ・定期自主検査実施要領案には、LNG や石油化学など業種別の基準が記載されているが、これらの基準についても、KHK の技術基準策定プロセスに則って審議されるのか。

LNG の基準については、KHK のプロセスに則って、本年度審議される予定である。石連や石化協の基準も今後 KHK のプロセスに則って審議される予定である。

- ・本日提案の保安検査基準は告示化されると聞いているが、その中で示されている業界基準の全文が告示に示されることになるのか、それとも、その基準の番号が示されることになるのか。

業界基準が告示に採用されることとなれば、基準番号が示されることになろう

- ・資料3の報告書案の参考資料 - 10で示されている三角図のように、定期自主検査実施要領をベースにして、企業、業界が提案した基準が参照されていくと理解すればよいのか。

その通りである。

- ・KHK としては、技術基準策定プロセスに Due Process を採用した。KHK 以外の

方が、全てこのプロセスを通らなければならないというわけではない。それぞれの規格作成者がどのようなプロセスで基準を作成していくかはそれぞれで決めれば良いことである。KHKとしては、今回の保安検査に関して、国の基準に変わってしまうものとして Due Process を通して作成された定期自主検査実施要領案及び保安検査基準案を提案していく。また、全ての基準が国の承認を受けなければならないというものでもないと考えている。

- ・今回は保安検査方法について、Due Process を通して基準案を策定していくが、技術上の基準の例示基準についても同様なプロセスを通して策定することができるのか。例示基準と保安検査基準との位置付けはどのようになっているのか。例示基準とは、性能規定化された技術上の基準に対するものである。保安検査方法は、高圧ガス保安法上、性能規定化されておらず、例示基準がない。そこで告示において、KHK 基準となる保安検査基準を指定して頂くことで進めている。
- ・定期自主検査実施要領案及び保安検査基準案で、腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備として、いくつかの設備が示されているが、ここに示されていないものについても、認めてもらう際には KHK のプロセスを通して国に認めてもらうこともできるし、また規格作成団体が自らの策定プロセスを用いて認めてもらうことも可能であるという理解でよいのか。  
その通りである。

## 7. 書面投票について

事務局より、参考3に基づき、書面投票の実施方法について説明を行い、以下の質疑が行われた。

- ・部会長に投票権はあるのか。  
ある。
- ・投票は部会毎で集計するのか、それとも、合同で集計するのか。  
部会毎に投票を行い、部会毎で可否を判断する。
- ・意見付き賛成というものは、規定されていないのか。  
賛成の場合で意見がある場合には、投票用紙の「4. その他」に意見を記載して頂きたい。
- ・賛成意見が多くあっても、委員の5分の4以上が投票していないと、投票が不成立になってしまうのか。  
投票は、委員の5分の4以上の投票が必須であるため、投票自体が無効となる。ただし、無効の場合には再度部会を開催することになる。部会では投票の結果を報告して、検討をすることになる。

## 8. 今後について

### (1) 書面投票について

以上の議論の後、KHK の技術基準策定プロセスに則って、本日提案の定期自主検

査実施要領案及び保安検査基準案について、各委員に平成16年7月15日（木）17：00～切の書面投票をお願いした。

（2）次回合同審議について

次回一般ガス部会、化学・石油部会合同審議は、今回の書面投票結果について、7月21日（水）10：00より開催する旨案内した。ただし、書面投票が賛成可決された場合には、一般ガス部会、化学・石油部会の合同審議は中止となり、化学・石油部会のみ開催され、LNG受入基地設備検査基準検討専門委員会の設置について検討をお願いする旨連絡した。

以上